

令和5年第3回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和5年3月7日（火）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 本庁4階北会議室

出席一覧表

地区名		農業委員	出・欠	農地利用最適化 推進委員	出・欠	役職	
東部地区	古市	京谷理史	○			会長	
		古澤義夫	○				
		松永年實	○				
					森本元昭	○	
	西浦	水本幸男	○				副会長
		三田茂明	○				
		葉山昌男	○				
					梅谷忠道	○	
	駒ヶ谷	植野純央	○				
		堀内利弘	○				
		吉田繁	○				
					吉田隆美	○	
西部地区	埴生	鬼追章浩	○				
					松山敏行	○	
	高鷲	奥野晋也	○				副会長
		内本正美	○				
	丹比	小池良夫	○				
		大谷章	○				
					白樫保雄	○	

出席委員 (農業委員 14名) (推進委員 5名)

欠席委員 (農業委員 0名) (推進委員 0名)

農業委員会事務局

金森 淳 白樫明広 葉山浩章 渡辺正治

案 件

報告第5号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出について	5件
報告第6号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出について	3件
議案第5号	相続税の納税猶予に関する適格者証明について	1件
議案第6号	農地法第3条の規定による許可申請について	3件
議案第7号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 14 : 00】

事 務 局 それでは、皆さんお揃いですので、ただいまより、令和5年第3回の農業委員会定例会を開催させていただきます。
出席委員につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。
それでは開会にあたりまして、京谷会長よりご挨拶をお願いします。

京谷会長 皆さんこんにちは。今朝、種子島の宇宙開発センターからH3ロケットが打ち上げされましたが、残念ながら打ち上げ失敗となりました。本当に残念でなりません。日中の温度も結構上がってきましてこれからは春本番となります。作業の方も忙しくなると思っております。コロナの関係で、政府の方からマスクの着用につきましては、3月13日から個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねるといわれております。よって、農業委員会の方も、来月の定例会からはマスクの着用については個人の判断とさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。
それでは、案件の概略説明を事務局の方からよろしくお願ひいたします。

事 務 局 それでは、令和5年第3回農業委員会定例会で上程させていただきました、議案の概略を説明させていただきます。
はじめに、報告第5号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について丹比地区1件、埴生地区1件、高鷲地区2件、古市地区1件です。
次に、報告第6号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について高鷲地区1件、西浦地区2件です。
次に、議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について古市地区1件です。
次に、議案第6号 農地法第3条の規定による許可申請について駒ヶ谷地区1件、西浦地区2件です。
最後に、議案第7号 農地法第5条の規定による許可申請について西浦地区1件です。
以上、本日ご審議いただきます案件については、報告案件が8件、議案案件が5件の合計13件となります。
それでは議長、ご審議の程よろしくお願ひします。

京谷議長 本定例会は成立していますこと、先ほど事務局長から報告がありました。それでは、議案審議に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ありませんか。

全委員 異議なし

京谷議長 それでは、本日の議事録署名委員を白樫委員さんと鬼追委員さんをお願いします。よろしくをお願いします。まず、報告第5号農地法第4条第1項第8号の規定による届出について事務局から説明をお願いします。

事務局 農地法第4条第1項第8号の届出について、5件続けてご説明させていただきます。この届出は、市街化区域の農地の転用に係る届出となります。農地法第4条の届出は、自分の土地を自分のために使用するための届出です。

1件目です。地図4条届①の場所となります。

地区名は、丹比地区です。

対象農地は、河原城900番1 地目は、田。面積は、87㎡

河原城901番1 地目は、田。面積は、583㎡

合計2筆 670㎡となります。

届出人は、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的は、共同住宅です。

現地確認委員さんは、大谷委員さんです。

続きまして、2件目です。地図4条届②の場所となります。

地区名は、埴生地区です。

対象農地は、伊賀三丁目619番1 地目は、田。面積は、76㎡

伊賀三丁目622番 地目は、田。面積は、446㎡

合計2筆 522㎡となります。

届出人は、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的は、露天駐車場です。

現地確認委員さんは、鬼追委員さんです。

3件目です。地図4条届③をご参照ください。

地区名は、高鷲地区です。

対象農地は、恵我之荘四丁目134番1 地目は、田。面積は、516㎡

となります。

届出人は、●●●●●●●●●●●●●●●● 様

転用目的は、共同住宅です。

現地確認委員さんは、内本委員さんです。

4件目です。地図4条届④の場所となります。

地区名は、古市地区です。

対象農地は、古市五丁目1273番1 地目は、田。面積は、129㎡

となります。

届出人は、●●●●●●●●●●●●●●●● 様 持分二分の一
●●●●●●●●●●●●●●●● 様 持分二分の一
転用目的は、露天駐車場です。
現地確認委員さんは、京谷会長です。

続きまして5件目です。地図4条届⑤の場所となります。
地区名は、高鷲地区です。
対象農地は、島泉七丁目67番1 地目は、田。面積は、175㎡
島泉七丁目67番3 地目は、田。面積は、128㎡
島泉七丁目68番2 地目は、田。面積は、19㎡
合計3筆 322㎡となります。
届出人は、●●●●●●●●●●●●●●●● 様
転用目的は、露天駐車場です。
現地確認委員さんは、奥野副会長です。

なお、本届出について「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の
(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題
ありません。
現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたので
報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

京谷議長 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、地元委員さんから異議が
ありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委
員さん承認願います。

京谷議長 次に、報告第6号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
事務局から説明をお願いします。

事務局 第5条第1項第7号の届出について、3件続けてご説明させていただきます。
この届出は、市街化区域の農地の所有権移転と転用届となります。

1件目、地図5条届①の場所となります。
地区名は、高鷲地区です。
申請地は、南恵我之荘五丁目725番1 地目は、田。面積は、276㎡
南恵我之荘五丁目725番2 地目は、田。面積は、0.07㎡
合計2筆 276.07㎡
譲渡人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様
譲受人 ●●●●●●●●●●●●●●●●
●●●●●●●●●●●●●●●● 様
転用目的 住宅となります。

現地確認委員さんは、内本委員です。

2件目です。地図5条届②の場所となります。

地区名は、西浦地区です。

申請地は、西浦三丁目2394番 地目は、田。 面積は、198㎡

設定人 ●●●●●●●●●●●●●● 様

被設定人 ●●●●●●●●●●●●●● 様

親子間での使用貸借権の設定となります。

転用目的は住宅となります。

現地確認委員さんは、三田委員です。

3件目です。地図5条届③の場所となります。

地区名は、西浦地区です。

申請地は、蔵之内544番 地目は、田。 面積は、1219㎡

設定人 ●●●●●●●●●●●●●● 様

被設定人 ●●●●●●●●●●●●●● 様

親子間での使用貸借権の設定となります。

転用目的は、長屋・共同住宅となります。

現地確認委員さんは、葉山委員さんです。

なお、本届出について「農地法関係事務処理にかかる処理基準」第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理については問題ありません。

現地確認していただきました結果、確認委員さんから異議ありませんでしたので報告いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

京谷議長 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、地元委員さんから異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。地区委員さん、他の委員さん承認願います。

京谷議長 次に、議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第5号相続税の納税猶予に関する適格者証明書についてご説明申し上げます。これは、被相続人及び相続人が租税特別措置法第70条の6第1項の規定の相続税の納税猶予の適用を受けるための証明です。

地図 納税猶予適格者証明の場所となります。

地区名は、古市地区です。

被相続人は、●●●●●●●●●●●●●● 様

相続人は、●●●●●●●●●●●●●● 様

相続開始年月日は、令和4年4月26日

適用農地は、

碓井三丁目544番 地目は、田 1325㎡

碓井三丁目565番 地目は、田 274㎡

碓井三丁目566番 地目は、田 1540㎡

合計3筆で、3139㎡となっております。

現地調査しましたところ、適正に管理されていることを確認しています。

また、松永委員から現地確認した結果、問題なしとの連絡をいただいております。

説明は以上です。ご審議よろしくお願ひいたします。

京谷議長 古市地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 2月25日に現地確認に行つてまいりました。544番の土地は●●さんが、玉ねぎ、野菜を植えて耕作されています。565番と566番は、新規就農の●●さんが借りてイチゴ畑にしておられます。特に問題はないかと思ひます。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようです。地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、古市地区の相続税の納税猶予に関する適格者証明については原案どおり可決決定いたします

京谷議長 議案第6号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 農地法第3条の規定による許可申請につきまして3件説明させていただきます。本件は、農地の所有権移転を行うものです。

1件目です。

地図の3条許可をご参照ください

地区名は、駒ヶ谷地区

申請地は、飛鳥1023番9 地目は、畑 面積は、816㎡

譲渡人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の世帯耕作面積は、10356.73㎡となります。

譲受人の農作業歴は17年で、両親と3名で耕作をされています。

農機具につきましては、草刈機、耕運機、田植機等を所有されています。

現在も所有農地で農業をされており、所有権移転後も有効利用ができるものと考え

えております。

続いて、2件目です。

地図の3条許可をご参照ください

地区名は、西浦地区

申請地は、広瀬73番1 田 面積は、891㎡

譲渡人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の世帯耕作面積は、2, 232㎡となります。

譲受人の農作業歴は50年で、妻と2人で耕作をされています。

農機具につきましては、耕運機、田植機、トラクター、軽トラックを所有されています。

現在も所有農地で農業をされており、所有権移転後も有効利用ができるものと考えます。

続けて、3件目です。

地図の3条許可をご参照ください

地区名は、西浦地区

申請地は、蔵之内819番 田 面積は、879㎡

譲渡人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

譲受人 ●●●●●●●●●●●●●●●● 様

所有権移転後の世帯耕作面積：879㎡となります。

譲受人の農作業歴は30年で母と2名で耕作をされています。

農機具につきましては、トラクター、草刈り機等を所有されています。

現在も所有農地で農業をされており、今回息子への贈与につき所有権移転後も有効利用ができるものと考えております。

説明は以上となります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

京谷議長 農地法第3条の許可申請について、1件目の駒ヶ谷地区について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 2月22日に現地確認に行っていました。今のところブドウ畑はございません。今現在、みかんの木を若干、植えられて、きれいに管理されています。問題ないと思います。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようです。地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、1件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

京谷議長 2件目の西浦地区広瀬の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 問題ありません。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようです。地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、2件目の西浦地区広瀬の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

京谷議長 3件目の西浦地区蔵之内の農地法第3条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 3月4日土曜日に見に行ってきました、問題ありません。

京谷議長 地元委員さん、異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員も異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、3件目の西浦地区の農地法第3条許可申請は原案どおり、可決決定いたします。

京谷議長 次に議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第7号農地法第5条の規定による許可申請につきまして説明させていただきます。
本件は、市街化調整区域内の農地について、賃借権等の設定を行い、被設定人が転用行為を行うものです。
地区名は西浦地区、地図は5条許可の場所となります。

被設定人は ●●●●●●●●●●●●●● 様
設定人は●●●●●●●●●●●●●● 様
申請地は、尺度 3 4 番 1 地目は、田。転用面積は、3 2 4 m²
転用目的は、露天資材置場と露天駐車場。権利の種類は、賃借権の設定となります。
申請に係る農地からおおむね三百メートル以内に高速道路の出入口があるため、農地法施行規則第 4 3 条第 2 号の規定により第 3 種農地と判断します。
被設定人は松原市内に本社を置き、建設業を営んでおり、現在利用中の資材置場の地主より解約の申し出があり、南河内地域で、利便性の良い土地を探していたところ、大阪外環状線、南阪奈道路側道（府道 32 号美原太子線）、高速道路の出入口に近い申請地を選定し、露天資材置場として整備するものです。
置く資材として、支柱 300 本、踏板 150 枚、手すり 350 本、防音・防災シート 700 枚、2 トンダンプ 1 台となっています。
表面は碎石仕上げとなり、申請地の東、西、南側に高さ 1.8m の単管を敷設し、防災シートで覆います。
駐車場については、地元水利組合の管理する水路に放流することとなり、水利組合からの同意も得られています。
隣接農地は無く、営農等に支障がないものと考えます。
資金調達についても相応な経費で、自己資金により事業を行います。
説明は以上となります。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

京谷議長 西浦地区の農地法第 5 条の許可申請について、地元委員さんいかがですか。

地元委員 先月の 24 日に見に行ってきました。西側に農業用倉庫、東側に事務所に挟まれた南北に細長い資材置き場に現況はなっています。問題はないです。

京谷議長 地元委員さん異議ないようですが、地区委員さんいかがですか。

地区委員 異議なし

京谷議長 地元委員さん、地区委員さん異議ないようですが、他の委員さんいかがですか。

他の委員 異議なし

京谷議長 異議がないようですので、西浦地区の農地法第 5 条許可申請は、許可やむを得ないものと意見を付して大阪府知事へ進達いたします。

京谷議長 これをもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 14 : 25】